

人吉市総合防災訓練

+ 各家庭でシェイクアウト訓練に参加しましょう

期日 10月20日(日) **時間** 午前8時～正午(予定)
場所 人吉高校 ほか **対象町内** 東校区の全町内
 ※シェイクアウト訓練は全世界



東校区を対象に、地震と台風を想定した住民参加型の総合防災訓練を行います。

当日は防災行政無線放送や防災ラジオを使って災害の状況を放送します。対象町内の皆さんは、東小または人吉高に避難してください。実際の災害時には指定避難所などへ行くのが危険な場合もあるので、そういった場合にはどう避難するのかということも考えながら訓練に参加してください。

訓練内容

避難者受け入れ訓練、消火訓練、土砂災害救出訓練、各関係機関の車両などの展示、炊き出し訓練、ヘリコプターを使った救出訓練、負傷者搬送訓練 など



防災行政無線放送・防災ラジオから発信する内容と時間

時間	情報	訓練内容
7:50	訓練のお知らせ	訓練の実施についてお知らせします
8:00	地震の発生	自分の身を守る行動を取ってください シェイクアウト訓練
8:10	地震情報	震度などの地震情報をお知らせします
8:50	避難所情報	開設する避難所についてお知らせします
12:00	訓練終了	12:00 終了予定です

※気象警報が発表された場合は中止します。

みんなで参加しよう！ 1分間の防災訓練

午前8時の「地震発生の合図」に合わせ、全ての市民を対象に「シェイクアウト訓練」を実施します。シェイクアウト訓練は、その場でできる防災訓練です。

1分間の訓練で、3つの安全確保行動を身に付けましょう。

3つの安全確保行動

1

まずひくく
DROP!

姿勢を低くする、しゃがむ

2

あたまをまもり
COVER!

頭や体を守る

3

うごかない
HOLD ON!

揺れが収まるまで動かず待つ

提供：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

問合せ 市防災課防災係 (☎22-2111 内線3242)

報 告 情 報 ひろば

内容が変更になることがあります。詳しくはお問い合わせください。

お知らせ

第2回都市計画審議会を開催します

都市計画審議会を開催します。希望する人は傍聴できます。

期日 10月29日(火)
時間 午後1時30分～
場所 市役所3階庁議室
議題 人吉都市計画特定用途誘導区域の都市計画決定(予

水道メーターの検針にご協力ください

市水道局お客様センターは、毎月水道メーターを検針しています。効率よく正確な検針ができるように次の5点にご協力ください。

- ①水道メーターボックスの上に物を置いたり車を止めたりしない
 - ②犬は水道メーターや出入り口から離れた場所につなぐ
 - ③家の増改築などで水道メーターが床下や屋内になる場合は、自己負担で検針しやすい場所に移設する
 - ④移設工事は市指定給水装置工事業者に申し込んでください。
 - ⑤敷地に入ってからメーターまでの通路をきれいにしておく
- ※通路に物や草木があると検針の時に人が当たって破損させたり、転倒したりする恐れ

浄化槽設置の皆さんは法定検査を受けましょう



浄化槽管理(設置)者には、浄化槽法で次の3つが義務付けられています。

- ①保守点検(機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給)
 - ②清掃(浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜きや機器類の洗浄)
 - ③法定検査(トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、浄化槽がきちんと機能しているかを確認するための検査)
- 法定検査は県が指定した検査機関(公益社団法人熊本県浄化槽協会)が行いますので、保守点検や清掃をしている、次の検査を受けてください。

07条検査(浄化槽設置後の水質検査)

対象 新たに浄化槽を設置した人
 回数 浄化槽設置後3～8カ月以内に1回
 対象 浄化槽を設置している人
 回数 毎年1回

管理者・連絡先不明の浄化槽はありませんか?

浄化槽管理(設置)者が変わったときは、市に「浄化槽管理者変更報告書」の提出が必要で、家族や親族の住宅の浄化槽管理者が誰になっているのかを確認し、必要に応じて管理者変更をしてください。

次のような場合は特にご注意ください。

- ・住んでいる人が長期不在(入院など)で市や業者と連絡が取れない
- ・住んでいた人が死亡し、その後、手続きが行われていない
- ・別荘や中古住宅、空き家などで出入りが少ない など

管理者不明の浄化槽は周囲

人吉市教育委員会 定例会を傍聴できます

定例会を開催します。希望する人は傍聴できます。

期日 10月25日(金)
時間 午前9時30分～
場所 市役所4階委員会室1
問合せ 学校教育課総務係

事故で障がいが残る人に介護料が支給されます

対象者 自動車事故で脳・脊髄・胸部臓器を損傷し重度の後遺障があり、介護が必要になった人

支給額 月額3万6500円(21万1530円(要介護の状態で変わります))

詳しくはホームページをご覧ください。

問合せ 独立行政法人自動車事故対策機構熊本支所(☎096-322-5229)



詳しくはこちら